

資料4

福祉のまちづくり条例及び同施行規則の改正の 基本的な考え方に係る主な論点

バリアフリー法施行令の改正について(再掲)

【主な改正内容】

	現行基準	新基準
車椅子 トイレ	2,000㎡以上の 特別特定建築物： <u>1以上</u> 	2,000㎡以上の特別特定建築物：原則、 <u>各階に1か所</u> 【例外】 [小規模階(1,000㎡以下の階)を有する場合] 小規模階の床面積の <u>合計1,000㎡ごとに1か所</u> [大規模階(10,000㎡超の階)を有する場合] 10,000～40,000㎡： <u>各階に2か所</u> 40,000㎡超：超える部分 <u>20,000㎡以内ごとに1か所追加</u>
車椅子 駐車区画	2,000㎡以上の 特別特定建築物： <u>1台以上</u>	2,000㎡以上の特別特定建築物で 駐車台数が200台以下： <u>2%以上</u> 200台超： <u>1%+2以上</u> (端数切上げ) 
車椅子用 客席	<u>基準なし</u>	2,000㎡以上の特別特定建築物で 総数400席以下： <u>2席以上</u> 総数400席超： <u>0.5%以上</u> (端数切上げ) 


★従来の「最低限1つ設ける」から、「規模に応じて複数設ける」に考え方がシフト

1 トイレのバリアフリー基準

車椅子利用者利用便房の設置基準

【論点1】 2,000㎡未満等の建物に対し、
各階に1以上の車椅子利用者利用便房の設置を義務付けるべきか

■ バリアフリー法

	現行基準	新基準
車椅子 トイレ	2,000㎡以上の 特別特定建築物: <u>1以上</u> 	2,000㎡以上の特別特定建築物: <u>各階に1箇所</u> 例外: 【小規模階(1,000㎡以下の階)を有する場合】 小規模階の床面積の <u>合計1,000㎡ごとに1か所</u> 【大規模階(10,000㎡超の階)を有する場合】 10,000~40,000㎡: <u>各階に2か所</u> 40,000㎡超:超える部分 <u>20,000㎡以内ごとに1か所追加</u>

■ 福祉のまちづくり条例

	現行基準	新基準
車椅子 トイレ	1,000㎡以上の 特別特定建築物: <u>1以上</u> (<u>トイレを設ける場合のみ</u>)	<u>今回検討</u>

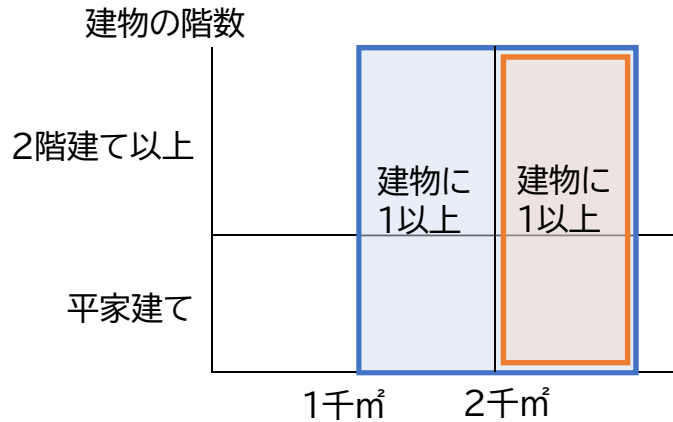
1 トイレのバリアフリー基準

車椅子利用者利用便房の設置基準

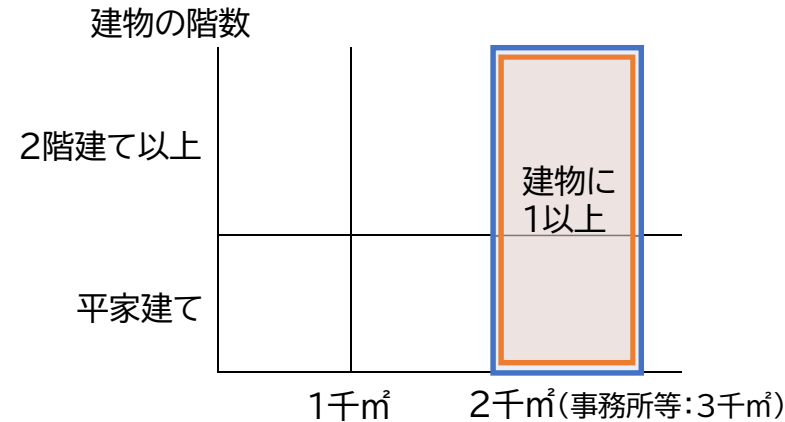
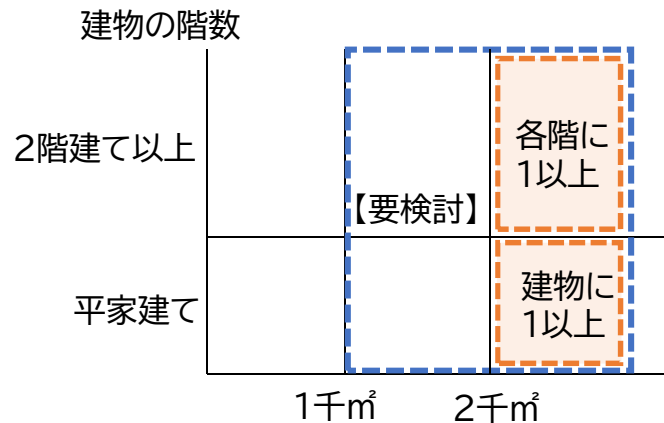
【論点1】 2,000㎡未満等の建物に対し、
各階に1以上の車椅子利用者利用便房の設置を義務付けるべきか

■ 学校、病院等、老人ホーム、劇場等ほか

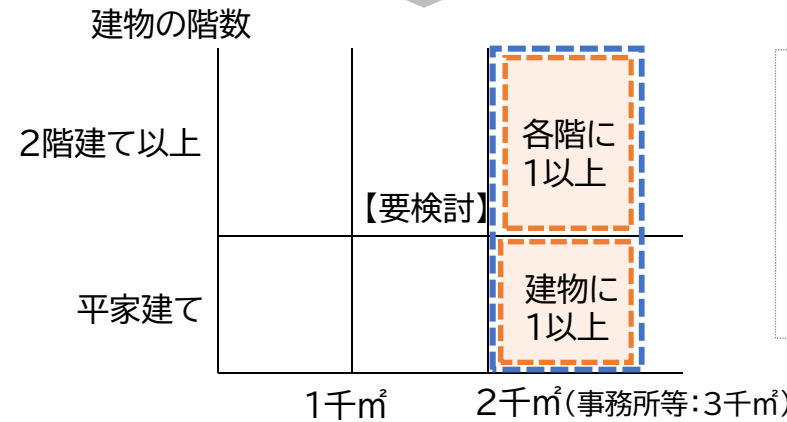
■ 共同住宅、事務所、工場（条例により特別特定建築物に追加）



改正後
(R7.6.1以降)



改正後
(R7.6.1以降)



【凡例】

- BF法基準(現行)
- - - BF法基準(改正後)
- 条例基準(現行)
- - - 条例基準(要検討)

2 駐車場のバリアフリー基準

車椅子利用者利用駐車区画の設置基準

【論点2】 2,000㎡未満等の建物に対し、複数の車椅子利用者利用駐車区画の設置を義務付けるべきか

■ バリアフリー法

	現行基準	新基準
車椅子 駐車区画	2,000㎡以上の 特別特定建築物： <u>1台以上</u>	2,000㎡以上の特別特定建築物で 駐車台数が200台以下： <u>2%以上</u> 駐車台数が200台超： <u>1%+2以上</u> (端数切上げ)

■ 福祉のまちづくり条例

	現行基準	新基準
車椅子 駐車区画	2,000㎡以上 又は 駐車台数が30台以上の 特別特定建築物： <u>1台以上</u>	<u>今回検討</u>

2 駐車場のバリアフリー基準

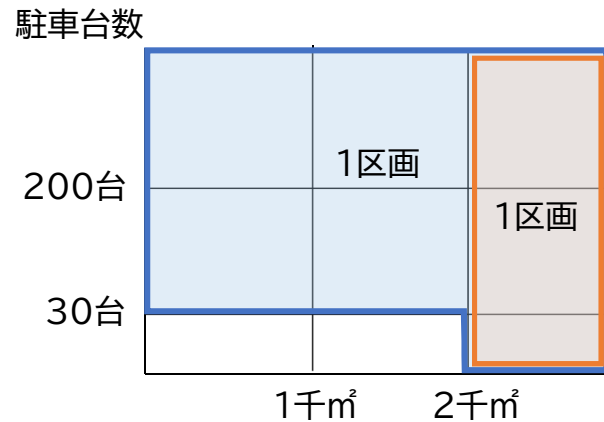
車椅子利用者利用駐車区画の設置基準

【論点2】 2,000㎡未満等の建物に対し、
複数の車椅子利用者利用駐車区画の設置を義務付けるべきか

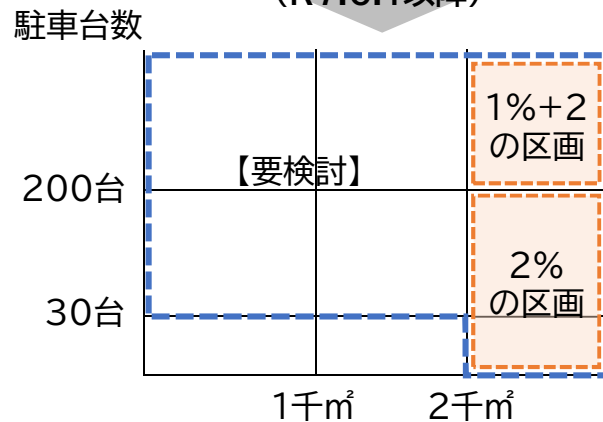
【凡例】

- BF法基準(現行)
- - - BF法基準(改正後)
- 条例基準(現行)
- - - 条例基準(要検討)

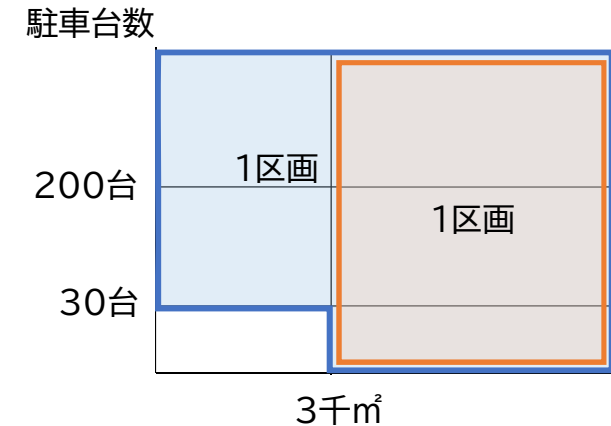
■ 学校、病院等、老人ホーム、劇場等、物販店舗ほか



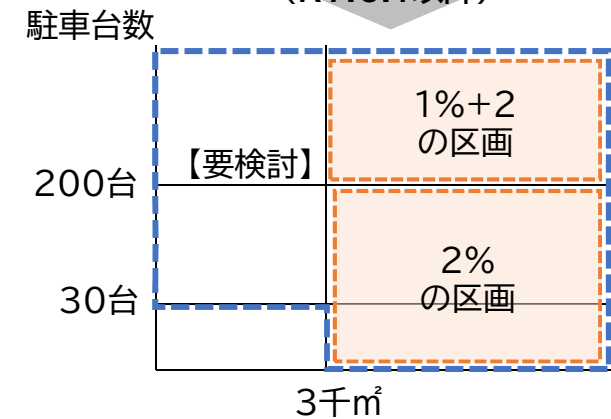
改正後
(R7.6.1以降)



■ 事務所、工場 (条例により特別特定建築物に追加)



改正後
(R7.6.1以降)



3 劇場等の客席のバリアフリー基準

車椅子利用者利用区画の整備基準・技術基準

【論点3】 2,000㎡未満の劇場等にも複数の車椅子利用者利用区画を設けるべきか
現行条例の技術基準(区画の寸法及び位置等)を新基準にどう反映すべきか

■ バリアフリー法

		現行基準	新基準
車椅子用 客席	席数	基準なし	2,000㎡以上の特別特定建築物で 総数400席以下： <u>2席以上</u> 総数400席超： <u>0.5%以上</u> (端数切上げ)
	技術 基準	基準なし	幅 <u>900</u> ×奥行 <u>1,350</u> の空間を確保

■ 福祉のまちづくり条例

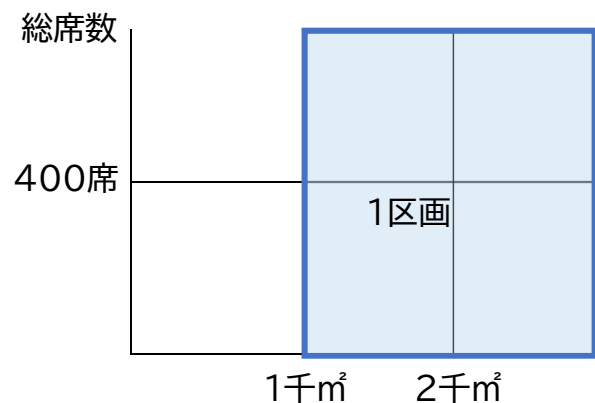
		現行基準	新基準
車椅子用 客席	席数	1,000㎡以上： <u>1区画</u>	<u>今回検討</u>
	技術 基準	幅 <u>900</u> ×奥行 <u>1,400</u> の空間を確保 区画は、 <u>出入口付近</u> に設ける <u>集団補聴設備等</u> を設ける	

3 劇場等の客席のバリアフリー基準

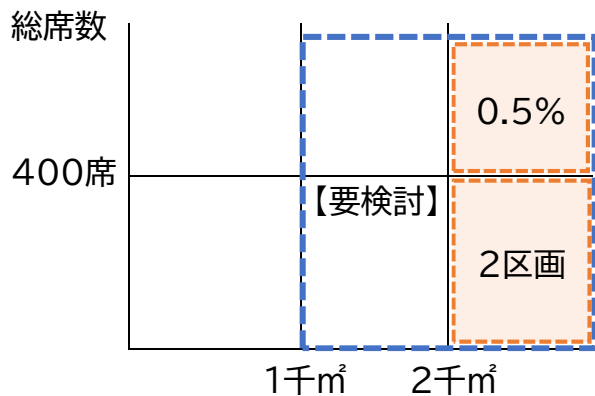
車椅子利用者利用区画の整備基準・技術基準

【論点3】 2,000㎡未満の劇場等にも複数の車椅子利用者利用区画を設けるべきか
 現行条例の技術基準(区画の寸法及び位置等)を新基準にどう反映すべきか

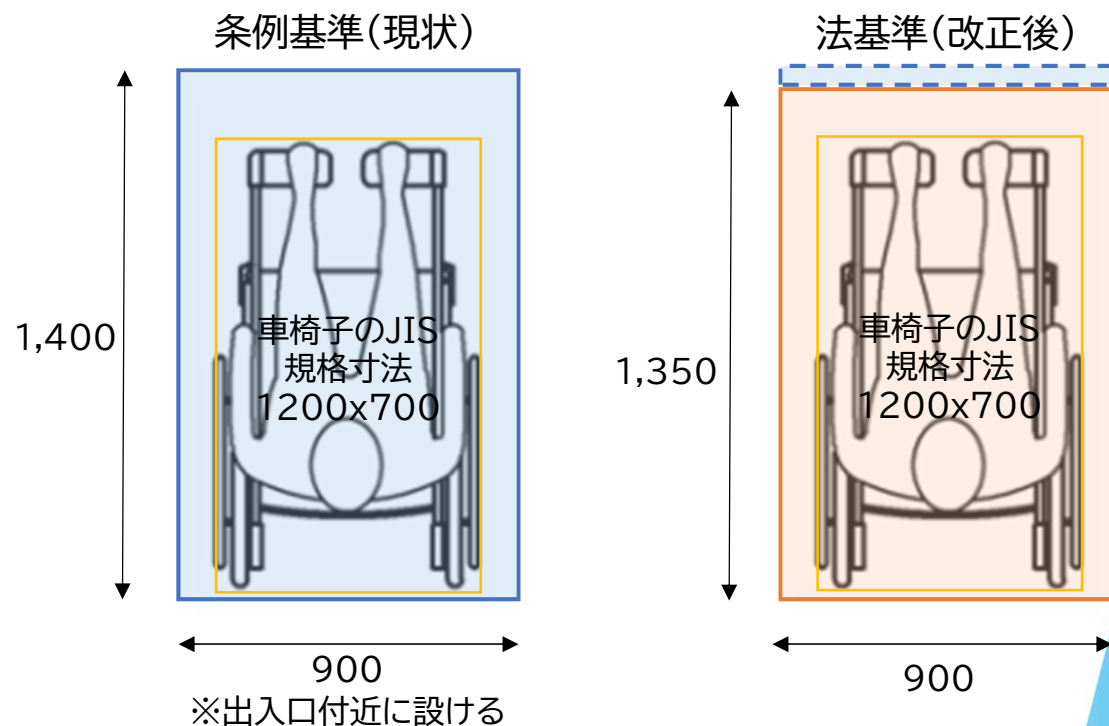
■ 固定観覧席を設ける劇場等



改正後
(R7.6.1以降)



【技術基準】



【凡例】

- BF法基準(現行)
- 条例基準(現行)
- - - BF法基準(改正後)
- - - 条例基準(要検討)

3 劇場等の客席のバリアフリー基準

車椅子利用者利用区画の整備基準・技術基準

【論点3】 2,000㎡未満の劇場等にも複数の車椅子利用者利用区画を設けるべきか
現行条例の技術基準(区画の寸法及び位置等)を新基準にどう反映すべきか

■ 集団補聴設備等の技術基準

	現行基準	新基準
バリアフリー法基準	設置義務なし	同左(改正なし)
福まち条例基準	[1,000㎡以上の劇場等] 設備として設置を義務付け (磁気ループ、電光掲示板など)	今回検討

「字幕ガイド」対応マーク



字幕を表示するメガネを使用しているお客様がいらっしゃいます。



字幕ガイド用
ヘッドセットと
コントローラー



「音声ガイド」対応マーク



スマートフォンとイヤホンで音声ガイドを聴くお客様がいらっしゃいます。



音声ガイド用
スマートフォンと
イヤホン



ご利用中のイメージ



出典：月刊「ガバナンス」2019年9月号（ぎょうせい）

映画館における聴覚障害者、視覚障害者に対する対応(TOHOシネマズの例)